

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シフトの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270731004	27年4月16日	27年5月15日	27年7月31日	マイナンバーを活用した世界最高水準の「国家の実現	<p>具体的要望事項 活用範囲拡大に向けたロードマップの作成とそれに必要な法的措置の洗い出しと法改正対応(別)の要望事項「IT活用新法」と関連 (2)個人カードの機能をスマホに埋め込むを実現 (3)医療等分野についてもマイナンバー制度の下で利活用を図ることを明確化</p> <p>提案理由・現状の問題点 (1)マイナンバー制度は国民に利便性をもたらす社会基盤であり、この制度の価値を最大限に活用できれば、国民は効率的な官民サービスを受け、世界最高水準の「国家を実現できる。 (2)昨年の改訂「日本再興戦略」では、「金融、医療、介護、健康、戸籍、旅券、自動車登録などの分野を中心に、マイナンバー活用範囲拡大の方向性を明らかにする」とあり、上記(1)の観点を達成するためには、明確な工程表を至急作成し、どのようなことが実現できるのか国民に明らかにするべきである。 (例)個人番号カードを健康保険証として利用できるのはいつか、過去の健診データ・予防接種データ・治療データ・投票データ・処方箋電子化により収集できるデータ等をマイナンバーなど管理できるようにするのはいつかなどを明らかにする。 (3)マイナンバー制度が国民が広く活用するためには、カードの代わりにスマホのようなデバイスに対応することも必要不可欠である。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	<p>(1)マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています。</p> <p>(2)現在、個人番号カードに公的個人認証サービスの認証手段として、スマートフォンをパソコンのカードリーダーとして利用し、個人番号カードの電子証明書を読み込み、パソコンからインターネット申請を行う方法</p> <p>スマートフォンで個人番号カードの電子証明書を読み込み、スマートフォンの電子証明書を読み込み、パソコンからインターネット申請を行う方法について研究を進めているところです。</p> <p>(3)医療等分野については、健康保険法、国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務などでマイナンバーを利用することができます。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	(1)検討に着手 (2)検討を予定 (3)検討に着手	<p>(1)マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。</p> <p>ご要望いただきましたスマホへの連携や医療等分野における利活用についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>(2)スマートフォンへの電子証明書の搭載については、セキュリティを確保するとともに、格納方法の検討等を進める必要があり、次なる研究課題と認識しているところです。</p> <p>(3)第18回通常国会に提出した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等において、マイナンバーの利用を可能とし、また、予防接種履歴について、地方公共団体間の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとしています。</p> <p>その他の事務におけるマイナンバーの利用については、厚生労働省において開催している「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」における検討の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	
270731005	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	「IT前提社会」の実現 / IT活用新法の制定	<p>「IT前提社会」の実現 IT活用をより一層推進してイノベーションを促進するための環境整備が必要、 「電子化を優先する」という原則を宣言すべき。 「対面原則」書面交付原則を徹底するべき。 「IT前提社会」を実現するにあたって既存制度や法令の観点検・見直しを行うべき。</p> <p>「IT活用新法」の制定 デジタル・ファーストの原則 「対面原則」書面交付原則の徹底 IT活用促進のための既存制度・法令見直しの原則 ITの利活用を阻害する規制について民間からの意見を吸い上げる仕組みの設置 行政機関間の情報連携(同じ情報を企業や個人に複数回求めない、複数機関から求めない)の徹底 とフォローアップの実施 マイナンバー制度を活用した行政手続きの効率化の原則 マイナンバー制度を活用した民間事業者の手続きの効率化と民間ビジネスの創出の原則 マイナンバー制度の徹底利活用に関するロードマップの作成</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	<p>行政手続オンライン化によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、縦覧、閲覧、作成等の手続について、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことが可能となっております。個別の法令上、対面又は写物を必要とし、オンライン化にしない一部の手続については、行政手続オンライン化法の適用除外として別表に挙げてはありますが、個別の制度の見直し等によりオンライン化が可能となった場合には、別表から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象としております。</p> <p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目標として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第3項	検討に着手	<p>「IT前提社会」の実現 個別の制度・法令の見直しにより、オンラインで行うことが可能となった手続については、行政手続オンライン化法の別表(適用除外)から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象とする等、都度対応を進めてまいります。</p> <p>対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であると考えか、昨年12月及び本年3月にかけ、こうした手続の縮約を実施しました。縮約の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン化によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えしております。</p> <p>「IT活用新法」の制定 マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。</p>	
270731006	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	マイナンバー制度の利活用「分野」拡大 新経済連盟は、医療分野を筆頭に、公的・民間分野への活用範囲拡大について提言を行ってきたこと(昨年6月25日)、利活用範囲拡大に向けたロードマップを、2020年をゴールとしていつまでに何を実現するのか時間軸を明記した上で、国民がメリットを分かるように政府は作成するべき。 <p>マイナンバー等の機能の充実強化 マイナンバー等を結ばしたサービスの充実として、金融機関、郵便、ライフライン事業者などの民間領域における住所変更手続き等各種手続きの一元処理(ワンストップ化)などを推進する。国民の利便性向上をアピールできる重要なユースケースである。 確定申告の簡素化等もマイナンバー上のキラーコンテンツであり、これの実現に向けた対応をしっかりと行うべきである。</p> <p>マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成</p> <p>マイナンバー制度活用の「使用者範囲」の拡大 グローバル時代において海外に在住する日本人も増加している。海外転出者でも公的個人認証等マイナンバー制度を活用できるようにする。 2020年のオリンピック・パラリンピックを前にして訪日外国人がさらに増加していくことも見据え、個人番号カード等を彼らに交付して彼ら本人の確認等に活用することも検討すべき(エストニアのe-residencyも参考)。</p> <p>公的個人認証サービスの拡大 / 本人確認の合理化等 公的個人認証サービスの善名検査者として、総務大臣が認定する民間事業者が新たに追加されることとなる。マイナンバー制度の民間利活用やそれによる民間ビジネスの拡大を促すよう、当該認定手続きに当たっては、認定取得期間の明確化と適度な負担や対応を求めないなどの配慮が必要。 官民での安全安心なオンラインサービス拡充に向けて、ID連携トラスト・フレームワーク制度の利用や当該制度との連携を進めてい必要がある。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	<p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目標として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。</p> <p>個人番号カードは当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対して交付されるため、住民票の記載対象にならない日本人の海外転出者は、個人番号カードの交付の対象には含まれません。</p> <p>民間善名等検査者向けの具体的な認定基準については、今後政令官の整備を併せて策定する予定です。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項	(1)検討に着手 (2)現行制度下で対応可能 (3)検討を予定 (4)検討に着手	<p>(1)マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとすべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。</p> <p>ご要望いただきましたマイナンバー制度の利活用「分野」拡大、公的個人認証サービスの充実化、マイナンバー制度の「使用者範囲」の拡大、公的個人認証サービスの拡大等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>(2)マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目標として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされています。平成26年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」(以下「創造宣言」といふ。)では、「マイナンバー」による情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が図られる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大について検討を進めることとしており、同工程表において、利用範囲の拡大の検討を行う分野及びそのロードマップをお示ししています。</p> <p>また、創造宣言においては、情報提供等記録開示システムの機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシステム・レスに利用し、電子的に完結することを可能とするマイナンバーを実現することとしています。</p> <p>(3)住民票の記載の対象外となる者には、住民票の記載に基づき交付される個人番号カードの交付は困難ですが、公的個人認証サービスのうち今回新たに追加される利用者証明機能は、利用者本人であることのみを証明する仕組みであり、住所を含む基本情報の記載がないため、海外転出者にも対応可能と考えられ、今後検討を進めてまいります。</p> <p>(4)民間善名検査者向けの具体的な認定基準については、今後政令官の整備を併せて策定して参りますが、民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定することとする予定です。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ・再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 ・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270731007	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	個人番号カードの普及・利活用	個人番号カードの普及・利活用 ・個人番号カードの普及のための啓発活動をきちんで行い、普及しなかった住基カードの靴を踏まないようにする。国民の利便性の向上に焦点を絞り、広報活動を強化する必要がある。具体的なユースケースを分かり易く説明する。 ・出生・引越・婚姻・就職・入学・転職・死亡などのライフイベント時の各種手続きの簡素化・自動化・手続き混雑の防止など窓口によるワンストップサービスを実現する。 ・個人番号カードの普及を加速するために、健康保険証、診察券、免許証、パスポート、図書館利用などの使用頻度の高いカードへの適用を早期に実現するべきである。 ・行政手続きは、申請ベースが基本になっているため、各地方自治体などが独自に打ち出している福祉制度などが十分に利用されていない。申請手続きを簡便にするなどの取り組みや、マイナンバー等を活用したデジタル型の告知制度なども確められる。 ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本などをコンビニ交付できるようにする。 新たな技術への対応/スマホからのアクセス 利便性の高い世界最高水準の電子サービスを目指すならば、それへのアクセスは、デジタル社会における新しい技術の登場に対応できるようにすることが必要不可欠。その意味で、スマホなどのデバイスが普及している現状では、ICカードのかわりとなるように、少なくともスマホからの利用を前提とした仕組みを早急に構築すべき。	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。 広報活動については、内閣官房等と連携して、展開しています。 カード機能の一元化については、健康保険証や国家公務員身分証との一元化について、関係省庁と連携して検討しており、また自治体に対してもカード普及に向けた多目的利用について説明周知を行っているところです。 コンビニ交付サービスについては、導入に対するメリットを説明するとともに、特別交付税措置を行うことで導入自治体のコスト削減を図っています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(附則第6条第5項)	検討に着手 現行制度下で対応可能 対応	個人番号カードの普及に向けては、CMやポスターを活用した広報活動を実施しており、今後継続的に実施してまいります。 マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー-制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広(検討中)であり、今後、推進に向けて関係省庁と検討を進めてまいります。 ご要望いただきましたワンストップサービスや健康保険証、運転免許証、旅券等への適用、マイナンバーのデジタル機能、住民票等のコンビニ交付についても関係省と検討を進めてまいります。 平成26年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、情報提供等記録開示システムの機能を拡大し、フラッシュ型「ワンストップサービス」など、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結することを可能とするマイナンバーを実現することとしています。 引き続き、カード機能の一元化、コンビニ交付や多目的利用等について周知・検討を行ってまいります。	
270731008	27年4月28日	27年5月15日	27年7月31日	効率的なIT投資の推進	データガバナンス/業務の標準化・効率化 ・改訂版世界最先端IT国家創造宣言、では「データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化を行うこととなっている。異なる領域のデータの紐づけを行うためにはデータ様式やメタデータの共通化が必要。 ・政府・自治体の業務の標準化・効率化を進めたい必要がある。総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」が指摘するように、業務の標準化は効率化を高めるための重要な鍵である。また、ビジネスプロセスリエンジニアリングによる業務改革が必要。 システムのシンプル化 ・政府機関のシステム投資、ネットワーク投資の効率化を進めるべき。政府・自治体システムのクラウド化を政府目標に沿って進めるべき。 ・自治体の戸籍事務のクラウド化についても検討するべき。 ・改訂版世界最先端IT国家創造宣言、の方針も踏まえ、ベンダーロックインの解消を進めるべき。なお、当連盟としては、政府調達改善に向けて2件の具体的な提言(昨年4月21日、12月26日)を提出している中で、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。 ・二重投資を避けるためにも、医療・介護・健康分野での情報連携も、マイナンバー制度の仕組みを活用することとするべき。	(一社)新経済連盟	内閣官房総務省	マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置することとされています。 データガバナンス/業務の標準化・効率化 【データガバナンス】 データガバナンスについては、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成26年4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、政府・自治体、官民間の連携を円滑にするためのデータ構造等の共通基盤を整備することが不可欠であるとの認識の下、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を推進。 【業務の標準化・効率化】 業務の標準化・効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供のため、クラウドや番号制度を見据えた業務改革の計画的な推進。また、国・地方を通じた行政情報システムの改革のため、IT投資に当たっての業務改革の徹底等を取り決めているところ。さらに、IT総合戦略本部における推進管理体制として、行政のIT化と業務改革の同時・一体的推進を強力・機動的に行うための関係級の体制を整備する旨も明示。 システムのシンプル化 政府情報システムの効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)において、政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統合等、必要の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府のプライベートクラウドである政府共通プラットフォームへの移行を加速する旨を取り決め、自治体クラウドについては、番号制度の個人と併せて共通化・標準化を行い、地方公共団体における取組を加速する旨、さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する旨を取り決め、政府情報システムに関する研究会(昨年4月21日、12月26日)を提出している中で、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。 総務省では、自治体クラウドの導入をはじめとした自治体システムのクラウド化等の取組を一層促進することを目的として、「電子自治体の取組を加速するための10の指針」(平成26年3月24日)を取りまとめ、地方公共団体に対して通知するとともに、必要な助言・情報提供等を実施しています。 なお、平成26年4月1日時点では550団体がクラウド化に取り組みであり、取組の一層の推進が目指されているところです。 戸籍事務を処理するためのシステムについては、戸籍のコンピュータ化について法務大臣から指定を受けた市区町村長が、個別にシステム業者(ベンダー)と契約し、導入しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項 戸籍法第118条、119条	検討に着手 現行制度下で対応可能 検討に着手 その他	マイナンバー-制度活用範囲拡大に向けた検討の中で、ご要望いただきました医療・介護・健康分野での活用拡大についても検討しており、今後継続的に関係省と検討を進めてまいります。 データガバナンス/業務の標準化・効率化 【データガバナンス】 データガバナンスについては、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成26年4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を着実に推進しているところです。 【業務の標準化・効率化】 業務の標準化・効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)を踏まえ、eガバナンス関係会議(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定、議長・官房長官)の下に、政府CIOを主軸とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」を設置し、国・地方を通じての行政のIT化と業務改革の抜本的な取組を加速化していく予定です。 システムのシンプル化 政府情報システムの効率化については、政府情報システム全体の統合・クラウド化等の改革工程を明示した「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月26日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成27年3月4日改定)を本年3月に改定し、政府共通プラットフォームへの移行等の改革を一層加速することとなっております。 政府情報システムに係る政府調達に関しては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、RFI(Request For Information)の活用、調達仕様書における要件の明確化等を通じ、競争性確保のための取組を進めているところです。 総務省では、「電子自治体の取組を加速するための10の指針」(平成26年3月24日)に基づき、有識者・自治体職員からなるフォローアップ検討会を開催するとともに、クラウド化の課題と対応策について、自治体クラウド導入団体によるシンポジウム等を行い、その成果を取りまとめ、自治体に対し助言・情報提供等を実施しています。 さらに、平成27年4月に、eガバナンス関係会議のもとに発足した遠隔政府CIOを主軸とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」において、自治体の業務改革の促進等を目的とした、自治体クラウドの積極的な展開等について検討することとされ、適宜、政府CIOに報告しながら進めているところです。 今後は、これらの検討を踏まえ、自治体クラウドの取組事例について具体的に分析・整理を行い、情報提供・助言を行うことで、取組を積極的に展開してまいります。 提案の「戸籍事務のクラウド化」が、具体的などういったものを指すのか明らかではありませんが、現在、有識者で構成する「戸籍制度に関する研究会」において、マイナンバー制度の導入について検討する中で、戸籍事務を処理するためのシステム一元化(クラウド化)の是非を含め、新たなシステムの在り方についても検討を進めているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831006	27年4月16日	27年5月15日	27年8月31日	対面原則・書面交付原則の撤廃とIT活用新法の制定	<p>【内閣官房】                      提案理由・現状の問題点                      ・マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正)                      ・マイナンバー法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示された個人番号カードを交付することとされています。</p> <p>【総務省】                      電子メールを利用する方法による選挙運動に使用する文書図面の頒布については、送信主体が候補者、衆議院及び参議院各党派所属政党、政党等(候補者届出政党、衆議院及び参議院各党派所属政党、確認団体)に限定されています。</p> <p>eLTAxを運営している一般社団法人地方税電子化協議会では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、eLTAxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等に提供しているとともに、同協議会と民間ソフトウェア開発業者等との間で意見交換会を実施しております。</p> <p>行政手続オンライン化法によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、縦覧、閲覧、作成等の手続について、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことも可能となっております。</p> <p>【財務省】                      国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開しております。</p> <p>【文部科学省】                      現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。</p> <p>【内閣官房】                      行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、第17条</p> <p>【総務省】                      公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4</p> <p>【地方自治法、司法施行令】</p> <p>【財務省】</p> <p>【文部科学省】                      ・学校教育法第34条第1項、附則第9条                      ・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項                      ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項</p>	<p>【内閣官房】                      具体的な要望事項                      (1)ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の権限を実施した。権限の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。</p> <p>(2)国民が日々の生活や経済活動において情報通信技術(IT)活用による利便性を真に実感できるよう、マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータの活用に関する法律の見直し等、必要なITを利用するための基盤を活用しつつ、様々な分野でのITの活用や円滑な情報流通を加速させるため、必要に応じて法制上の措置の検討を行います。</p> <p>提案理由・現状の問題点                      ・マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正)                      ・個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本面に住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。</p> <p>マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。</p> <p>【総務省】                      対応不可</p> <p>【財務省】                      平成25年に成立したインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正は、議員立法として提案され、国会における議論を経て行われたものです。その際、改正法の附則において、一般の有権者への電子メール解禁については、インターネット選挙運動の実施状況の検討を踏まえ、適切な措置を講ぜられるものとするとされており、また、解禁後の諸課題の検討等を行うため、各党協議会が設置され、議論がなされていくと承知しております。一般有権者への電子メール解禁等を含むインターネットを利用した選挙運動のあり方については、選挙制度の根幹に関わる重要な事柄であり、これまでの改正経緯を踏まえ、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えています。</p> <p>【財務省】                      平成16年10月から、eLTAxホームページにおいて、eLTAxの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eLTAxに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。</p> <p>行政手続オンライン化法施行後も、同法の適用が可能であるにも関わらず一部手続においては対面・書面手続のみを認めていることも踏まえ、全数調査の結果に応じ、ITの活用による国民の利便性向上のため、法的措置も視野に入れ引き続き検討してまいります。</p> <p>【財務省】                      平成15年4月から、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの仕様を一般公開することにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者が、e-Taxに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。</p> <p>【文部科学省】                      いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等において、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制の在り方について、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされていることとする。このスケジュールの通り、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定です。</p>	<p>内閣官房                      総務省                      財務省                      文部科学省                      厚生労働省                      国土交通省</p> <p>(一社)新経済連盟</p>					

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
					<p>【厚生労働省】 遠隔診療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日付建設省第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」といふ。))において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方せんの電子化及び積極活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p> <p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>【厚生労働省】 医師法第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4、第36条の6 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>【厚生労働省】 対応 対応不可 対応</p>	<p>【厚生労働省】 本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を発出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は投与する際に、その場所や薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があると認め、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところであり、要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づき(需要者の選択により使用されることとなつてもない医薬品であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していない)ものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図っている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討しての事項及び検討を予定している事項
- △: 再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831009	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日		<p>各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し</p> <p>(1) 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃</p> <p>・不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁</p> <p>・遠隔医療の推進</p> <p>・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進</p> <p>(2) インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃</p> <p>・デジタル教科書の承認</p> <p>・処方箋の電子化及び機械活用の早期実現</p> <p>・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化</p> <p>・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁)</p> <p>・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化</p> <p>・不動産取引における重要事項説明書面・媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化</p> <p>(3) 各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃</p> <p>・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進(行政手続オンライン化法、商業登記法、e文書法等)</p> <p>・個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現(電子署名法)</p> <p>・電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討)</p> <p>・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現</p> <p>・政府・自治体から国民への書類通知や証明書発行も電子交付にする</p> <p>・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等)</p> <p>・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等)</p> <p>・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	<p>〔内閣官房〕</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9条、第17条</p> <p>〔総務省〕</p> <p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第42条の4</p> <p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第6条</p> <p>地方税法(地方自治法、同法施行令)</p> <p>〔財務省〕</p> <p>〔文部科学省〕</p> <p>学校教育法第34条第1項、附則第9条</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第9項</p>	<p>〔内閣官房〕</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9条、第17条</p> <p>〔総務省〕</p> <p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第42条の4</p> <p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第6条</p> <p>地方税法(地方自治法、同法施行令)</p> <p>〔財務省〕</p> <p>〔財務省〕</p> <p>〔文部科学省〕</p> <p>学校教育法第34条第1項、附則第9条</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第9項</p>	<p>〔内閣官房〕</p> <p>ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年9月にかけて、こうした手続の廃止を実施しました。廃止の結果は各府省庁が各制度の地直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。</p> <p>マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等)</p> <p>マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等)</p> <p>個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。</p> <p>マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新設総務省専門調査会(マイナンバー等分科会)などを通じてマイナンバー・個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご提案頂いたマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国内住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。</p> <p>マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。</p> <p>他方、マイナンバーについては一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲はマイナンバー法に規定された範囲に限定されています。マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされているところです。</p>	<p>〔内閣官房〕</p> <p>ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年9月にかけて、こうした手続の廃止を実施しました。廃止の結果は各府省庁が各制度の地直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。</p> <p>マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等)</p> <p>マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等)</p> <p>個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。</p> <p>マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新設総務省専門調査会(マイナンバー等分科会)などを通じてマイナンバー・個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご提案頂いたマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国内住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。</p> <p>マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。</p> <p>他方、マイナンバーについては一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲はマイナンバー法に規定された範囲に限定されています。マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされているところです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
					<p>【厚生労働省】</p> <p>遠隔医療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付建設省第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」という。)において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方箋の電子化及び情報活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づく(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。</p> <p>このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>医師法第20条</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3、第36条の6</p> <p>4、第36条の6</p> <p>厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>対応</p> <p>対応不可</p> <p>対応</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を発出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところです。</p> <p>要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づき(需要者の選択により使用されることとなつてもない医薬品)であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図っている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>				
					<p>【国土交通省】</p> <p>宅地建物取引業法第34条の2に定める書面(媒介契約成立後の書面)、第35条に定める書面(重要事項説明書)及び第37条に定める書面(契約成立後の書面)については、書面に交付する必要がある。</p> <p>宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>宅地建物取引業法第34条の2、第35条及び第37条</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>検討し着手</p> <p>検討し着手</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>宅地建物取引業者が交付する書面の電磁的方法による交付については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われ、その最終とりまとめにおいて、「電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討すべき」とされたところ。</p> <p>ITを活用した重要事項説明については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象としたITを活用した重要事項説明の社会実験(最大2年間)を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ない判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む賃貸取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことを検討することとされた。これを踏まえ、国土交通省において、ITを活用した重要事項説明の社会実験の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831010	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日	医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用	<p>医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用</p> <p>医療・介護・健康分野でもマイナンバー制度を活用し、電子カルテ、レセプトなどに記載されている各種情報などを連携させることで、効率的な投資と効率的な行政が実現できる。</p> <p>健康保険証と個人番号カードを一体化する。将来的に、診察券やお薬手帳も一体化する。</p> <p>マイナンバー等の仕組みを通じて、患者自身が、診療行為結果や投薬履歴など医療・介護・健康分野のパーソナルデータにアクセス可能とし、どの情報を医療機関、介護事業者、健康関連サービスの事業者等に閲覧させるかなどを決定できる仕組みを提供する。これらにより、新たな民間サービスの登場も促す。</p> <p>医療・介護・健康分野へのマイナンバー制度の活用拡大をさらに進めたいためには、個人情報保護法に關して2000近い法令(自治体、政府機関、独立行政法人等)を、ひとつの法令などに統合することも検討しないといけない。行政機関や独立行政法人保有の個人情報についても、新たにできる「個人情報保護委員会」が統一的な扱う体制を早急に整備する必要がある(再掲)。</p> <p>医療等ID</p> <p>医療分野に特化した別番号(医療等ID)を創設するというのであれば、改めて反対。ただし医療等IDが、情報連携基盤により紐づけられる分野別番号(機関毎にマイナンバーから生成される機関別符号のうち「医療機関等向け符号」)を指すのであれば、恣意性と一意性を担保することができ、当連盟としても反対しない。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 厚生労働省	<p>【内閣官房】 マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、特定個人情報の提供を原則禁止し、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています。</p> <p>医療等分野については、健康保険法、国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務などでマイナンバーを利用することができます。</p> <p>【総務省】 健康保険証と個人番号カードの一体化について、厚生労働省において検討を進めているところです。</p> <p>【厚生労働省】 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用 医療等ID 現在のマイナンバー制度では、行政機関の行政事務にマイナンバーを利用することとしており、医療機関の保有する診療情報にマイナンバーを利用することはできません。</p>	<p>【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条</p> <p>【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>【厚生労働省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第五十号) 【厚生労働省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第1条、別表 等</p>	<p>【内閣官房】 マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとするべく、マイナンバー制度の活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会「マイナンバー等分科会」などを通してマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、進捗に合わせた関係府省庁と検討を進めてまいります。</p> <p>ご要望いただきました医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用拡大についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p> <p>第189回通常国会に提出した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等において、マイナンバーの利用を可能とし、また、予防接種履歴について、地方公共団体間で情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることとしています。</p> <p>その他の事務におけるマイナンバーの利用については、厚生労働省において開催している「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」における検討の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>【総務省】 個人番号カードの健康保険証としての活用については、厚生労働省において実務的な検討を進めているところであり、引き続き調整を進めてまいります。</p> <p>【前段】 現在第189回国会で審議されている「個人情報の保護に関する法律」等の改正法案の附則第12条第5項において、改正後の同法の施行の状況等を踏まえ、民間及び国の行政機関等の個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとしてあります。また、同改正法案の附則第12条第1項において、同改正法の施行日までに、国の行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の取扱いに関する規制の在り方について、国の行政機関等における番号加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ構造的に個人情報保護委員会が行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするということとされており、総務省の研究会において検討しております。</p> <p>【厚生労働省】 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の活用 医療等ID 医療等分野における番号の活用については、厚生労働省の研究会において、医療関係者・保険者等で議論いただき、昨年12月に中間まとめを行いました。この中間まとめを踏まえ、医療連携や医学研究など、医療等分野で用いる番号のあり方については、インフラの二重投資にならないよう、マイナンバー制度のインフラを活用しつつ、医療情報の機微性に配慮し、セキュリティを確保し、安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みとなるよう、医療関係者や保険者等と十分に協議しつつ、検討を進めていくこととしています。</p>		
271215061	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	個人情報保護法の適用範囲の拡大(小規模事業者の適用除外の廃止)に伴う対応について	<p>中小規模事業者への周知及び保有個人情報の量による管理手法(管理手法の規制)の容易化と具体的な明示により、事業者の管理コスト負担増の回避を検討いただきます。</p> <p>現在、個人情報保護法の適用範囲は個人情報の保有数5,000件以上/日となっており、日本の企業の約3割のみが対象。本年9月の法改正により、今後2年以内に全ての事業者に適用されることとなります。</p> <p>現在のマイナンバー制度導入でも10月時点にて中小規模事業者の周知率はかなり低く、罰則が規定されているものの、対応できない事業者が多数発生することが懸念される。中小規模事業者の情報管理コストは、今後、上昇の一方向となることが見込まれる。</p>	(一社)日本チャイニーズチェーン協会	内閣官房 消費者庁	<p>現行の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」といいます。)では、5千人分を超え個人情報をデータベース化して、その事業活動に利用している者を「個人情報取扱事業者」と定義し、当該者に対して個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる等の義務を課しています。</p> <p>本年9月に公布された個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号、以下「改正法」といいます。)では、この「個人情報取扱事業者」の5千件要件を撤廃するため、改正法の施行(公布から2年以内の政令で定める日)後は、1件でも個人情報をデータベース化して、その事業活動に利用していれば、「個人情報取扱事業者」として、第20条を含む法律上の義務規定が適用されることとなります。これにより、新たに「個人情報取扱事業者」となる者の中には、事業規模の小さな事業者が多く含まれることが予想されるため、これらの者に過度な負担が生じないよう、改正法附則第11条において、個人情報保護委員会がガイドラインを定めるに当たっては、特に事業規模の小さな事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮することとされています。</p>	<p>【個人情報保護法】 第2条第3項第3号及び第4章第1節</p> <p>【改正法第2条による改正後の個人情報保護法】 第1条第3項及び第1章第1節</p> <p>【改正法附則第11条】</p>	<p>【内閣官房】 改正法附則第11条を踏まえ、法律上の義務規定の具体的な履行方法等について事業規模や個人情報の利用の態様等に応じた適切な運用が図られるよう、平成28年1月1日に設置される個人情報保護委員会が、事業規模の小さな事業者に対し、大量の個人情報データベース化して取り扱っているような事業規模の大きな事業者と同様の措置まで求めるものではないことを周知した上、事業規模の小さな事業者がとるべき措置の例をガイドラインにおいて明示していく予定です。</p> <p>事業規模の小さな事業者がとるべき措置の具体的な内容につきましては、現在検討中であり、事業者に法が要求する以上の情報管理コストが生じないよう、その手法等を定めていくことを考えます。</p> <p>なお、事業規模の小さな事業者に対する周知は、現在既に関係機関・団体の協力の下で開始しており、個人情報保護委員会においても積極的に実施していくことを想定しています。また、前述のガイドライン等の策定時期は、公布から施行までに一定の周知期間を設ける必要性にも配慮しつつ、改正法の施行日(公布から2年以内の政令で定める日)に合わせて引き続き検討してまいります。</p> <p>【消費者庁】 事業規模の小さな事業者も含めた幅広い層を対象に、地方公共団体との共催による「個人情報保護法に関する説明会」を実施し、個人情報保護法制や改正法の内容について周知・啓発を行っています。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シフトの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231026	27年10月30日	27年12月9日	27年12月31日	民間事業者による行政情報の有効な活用を推進する	・現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な活用が図られておらず、国民(行政・民間事業者)に多大なコスト・時間・労力がかかっている。 ・審査法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目途として検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。 ・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先等を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。 ・同法では利用範囲が社会保険等に限定されているが、公的保険を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提として行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な安全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。また、日本再興戦略(改訂2015)には、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの提供が図られている。例えば、終身年金、死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 ・さらに、マイナンバーが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。	(一社)生命保険協会	内閣官庁	マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項、第6項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項、第6項	マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通してマイナンバー、個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。 ご要望いただきました生命保険分野でのマイナンバー制度の活用拡大についても、今後も継続的に関係省と検討を進めてまいります。		
280215040	27年11月2日	27年12月9日	28年2月15日	政府の情報システム調達に関する改善要望	以下を推進していただきたい (1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-1-(2)-」) (2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-3-(6)」) (3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版バイドール)(「根拠3」の第19条) (4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」) (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)  (1)の入札制限は分離調達の原則に則り、多くの案件で採用されている。しかし上流工程と下流工程で業者が異なることにより、作業の重複や責任の所在が曖昧となってプロジェクトリスクが増大する等の問題がある。(2)は「根拠1」において「限度の設定」を規定しているが、現実の調達案件ではこの制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けないことができる」とあるが、実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)についても、契約金額も含めた開示を求められており、契約の守秘義務の観点からも問題である。(5)も一部の案件で中間支払いは高されているものの、長期のプロジェクトであってもプロジェクト終了時の一括支払いとなっている場合が見られる。  (1)を画一的に実施することは、調達にリスクを高め、支出の無駄を生むことに繋がる。調達機会の増大に資する方策ではあるが、案件の性質を十分に踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に大きな影響を及ぼすため、是非とも改善いただきたい。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを大きく見積もる必要があるために国に提案をする金額が高くなり、結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めるとは、一般的な取引上の通念からも適切ではない、国際的に見ても、「根拠2」に記載する詳細な情報を求める国はないと理解している。  上記要望は調達の質を高め、またIT産業育成にも大いに貢献すると考える。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特許でより厳しいと自覚するを得ない。これら改善が進めば、国際的にも整合する競争環境が整うと考える。	(一社)電府総務省経済産業省	内閣官庁 総務省 経済産業省	政府情報システムの効率性かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った適用上のルールを取り決め、その改善を図ってきたこととする。政府においては、従来の「情報システムに係る政府調達の基本指針(平成19年9月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」を平成26年度末をもって廃止し、平成27年度から、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」(以下「標準ガイドライン」という。)等による運用を進めております。このような中、  (1)入札制限につきましては、過度な分離調達を抑制するため、標準ガイドラインにおいて、合理的な調達の基本単位の考え方を明示しております。  (2)損害賠償の上限設定につきましては、標準ガイドラインにおいて、損害賠償範囲の限度を契約書に記載する旨を明示しております。  (3)知的財産権の帰属につきましては、産業技術力強化法の趣旨に基づき、標準ガイドラインにおいて、受注側に帰属することが原則である旨を明示しております。  (4)再委託に伴う情報開示の緩和につきまして、「公共調達の適正化について(平成18年9月25日付財計2017号)」において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面をご提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。  (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきまして、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前代金の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代金の10分の9まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る完済部分については、その代金の全額まで支払うことができます。	(1)現行制度下で対応可能  (2)現行制度下で対応可能  (3)現行制度下で対応可能  (4)対応不可  (5)現行制度下で対応可能	(1)入札制限について従来の分離調達に係る取組を見直し、標準ガイドラインに基づき、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位を検討することとしており、さらに、複数の単位を単一位として調達することが適切であると判断される場合も妨げない旨明示しておりますので、各府省において適切に運用がなされていくものと考えております。  (2)損害賠償の上限設定について損害賠償責任の明確化の取組を引き続き進めていくため、従来の取組と同様、標準ガイドラインに基づき、損害賠償範囲の限度を設定することとしており、各府省において適切に運用がなされていくものと考えております。  (3)知的財産権の帰属について技術に関する研究開発活動を活性化し、及び事業活動における効果的な成果物の活用の促進に資するため、標準ガイドラインに基づき、受注者側の帰属を原則としており、各府省において適切に運用がなされていくものと考えております。  (4)再委託に伴う情報開示の緩和について不適切な再委託により効率性が損なわれないか、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、ご提出頂くを得ないと考えています。  (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について、契約により明らかた代金の一部を支払うことができます。よって、契約を行う各府省において、適切に運用すべき事項となります。		